

京丹後市成年後見制度利用促進基本計画・概要版

計画期間
令和3年～8年度の6か年

計画を作る背景（現状）

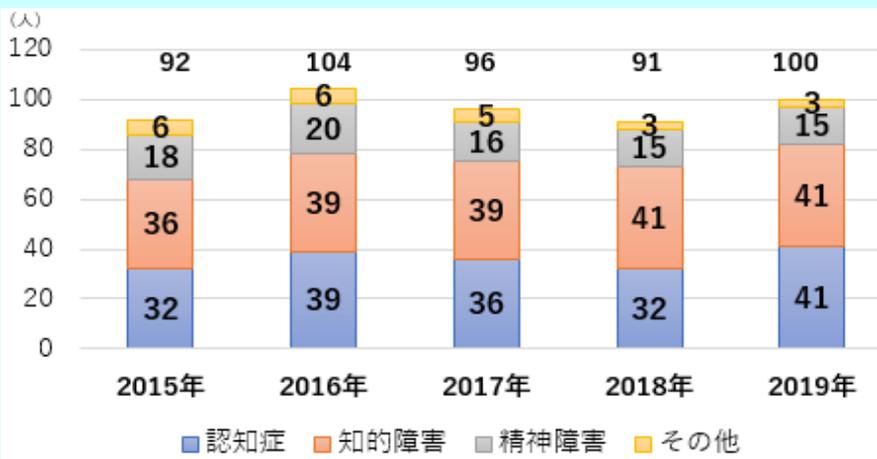
①人口動態・高齢化率の推移（将来推計）

	2015	2025	2040
人口(人)	55,028	47,218	35,890
高齢化率(%)	35.3	40.5	48.1

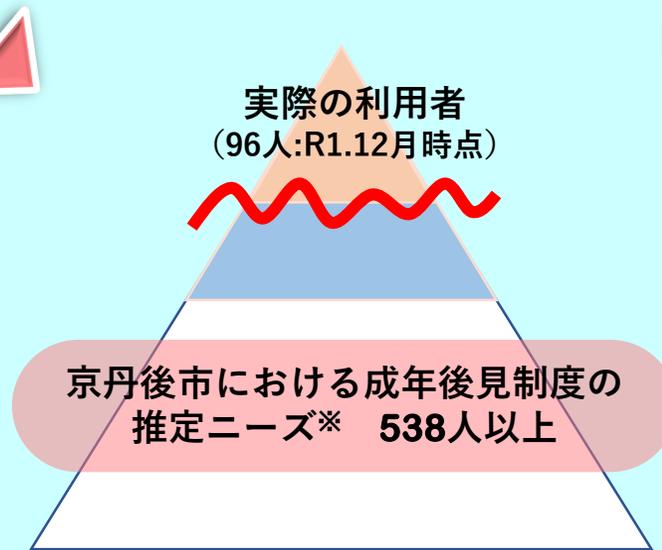
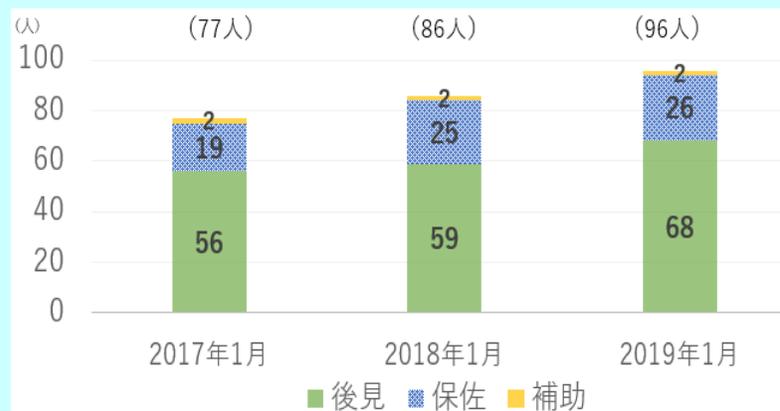
②認知症高齢者、知的・精神障害者の増加

	≪2016年≫	≪2020年≫	
認知症高齢者（推計）	3,599人	3,796人	+197人
知的障害者	615人	638人	+23人
精神障害者	311人	335人	+24人

③福祉サービス利用援助事業※1の利用者推移



④成年後見制度利用者の増加



成年後見制度利用促進法の施行

【法・国の基本計画】市町村の責務

- 市町村計画策定や中核機関等の体制整備などが責務として規定

【基本方針】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 多職種の連携による早期発見、相談、意思決定支援の体制を整備

【共通の理念】ノーマライゼーションと法的能力の保障

- 本人の生き方を尊重し、本人にとって最も望ましい選択を保障すること
- 【視点】自己の意思決定を行うための支援への転換
- 本人を重視した自己決定や意思決定のための支援
 - ・適切な情報や環境などのもと、適切に意思が形成されることへの支援
 - ・形成された意思が適切に表明、表出することへの支援
 - ・本人の意思を日常生活に反映することへの支援

〈策定の根拠〉

成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条

※1 福祉サービス利用援助事業とは…認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうちで、判断能力が不十分な人が住み慣れた地域や家において自立した生活が送れるよう、利用者の契約に基づいて、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助等を行なう事業

取り組むべき課題

スムーズに支援につながる相談体制の構築

- ① 成年後見制度の認知度が低い
- ② 制度の利用の効果や役割について正しい理解が必要
- ③ 制度や手続きについての相談窓口がわかりにくい

成年後見制度や権利擁護支援に携わる環境づくり・人づくり

- ④ 親族や専門職以外の地域における担い手や見守りの仕組みがない
- ⑤ 親族・専門職に関わらず、成年後見人等が安心して活動しやすい支援体制が十分でない

計画の基本理念

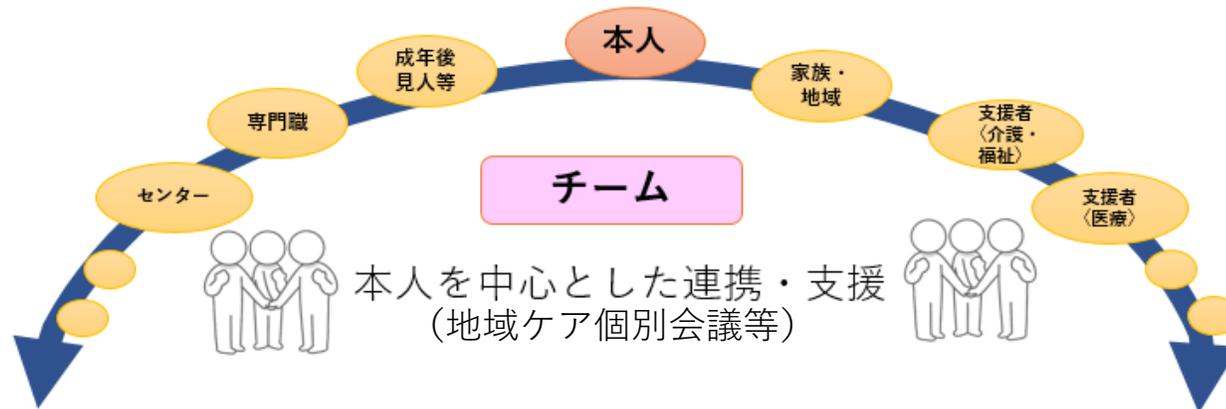
目指す「まち」の姿

すべての人が住み慣れた地域で安心していきいきと自分らしい生活を送れるまち

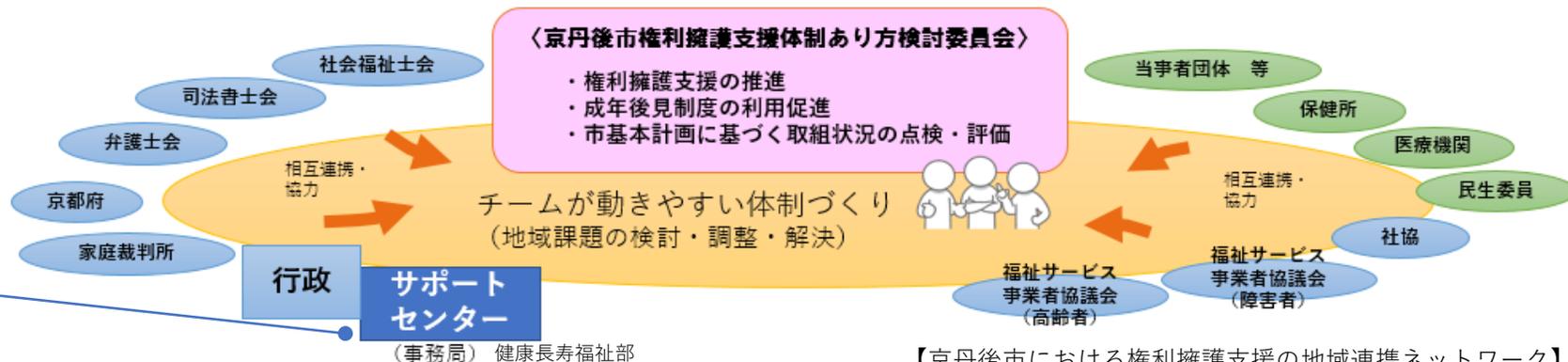
- ・ 京丹後市地域福祉計画を理念をベースに
- ・ 権利擁護支援が必要な方へ行き届く仕組みづくり
⇒ 権利擁護の視点をもった市民が増え、市民も成年後見人として活動するなど、さまざまな形で、身近な地域での見守り・支え合えるまちへ

京丹後市成年後見サポートセンター (サポートセンター)

- ・ 京丹後市では地域連携ネットワークにおける支援の実践と連携の中核を担う部署としてサポートセンターを位置づけ



(協議会)



京丹後市成年後見制度利用促進基本計画・取組一覧

基本理念

すべての人が住み慣れた地域で、安心していきいきと自分らしい生活を送れるまちづくり

基本目標

目標1)

地域から早期発見・早期支援につながる相談支援体制の構築

目標2)

意思の尊重と身上保護に主眼をおいた、本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備

取組の柱

1 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進・広報・普及

2 相談支援機能の強化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

4 制度の理解者と担い手の育成

5 利用者が安心して利用できる体制づくり

6 地域連携ネットワークの中核となるサポートセンターの設置

主な取組

- ・ 支援者への広報・啓発
- ・ 市民への広報

- ・ 権利擁護支援が必要な人の早期発見（地域連携ネットワーク等の活用）
- ・ 相談窓口の明確化と役割分担

- ・ 権利擁護支援のチームによる対応
- ・ 協議会の組織化及び運営
- ・ 家庭裁判所との情報交換・調整

- ・ 法人後見受任体制の構築
- ・ 権利擁護支援の担い手として活動できる市民の育成
- ・ 親族後見人等への支援

- ・ 成年後見制度市長申立の実施
- ・ 成年後見人等への報酬の助成
- ・ 福祉サービス利用援助事業からのスムーズな制度移行

- ・ 地域の権利擁護支援体制の強化

めざすところ（令和8年（2026年）度末）

* 地域全体で成年後見制度の理解が進み、身近な人が権利擁護支援を必要としている人に気づくなど、相談につながっている

* アセスメントや支援課題の検討の場面において、専門的な視点から多角的に相談できる体制が整備され、権利擁護支援の必要な人の特性に応じた適切な支援が進んでいる

* 市民・地域・専門職や関係機関等との連携を図り、地域で支え合う仕組みとして地域連携ネットワーク体制が構築され、運用されている

* 既存の親族や専門職による成年後見人等以外に、新たに成年後見人等の担い手となる社会福祉法人等の受任体制が段階的に整備されたり、市民が関係機関と連携をしながら、権利擁護支援の担い手として活動できるしくみができている

* 本人や家族の状況に合わせて、申し立てに係る必要な支援が実施され、また低収入の人であっても制度を利用できるなど、制度の利用前・利用後の支援環境が整っている。

* 権利擁護支援体制の中心的な役割を担うサポートセンターが、関係機関等と連携を図りながら、段階的に整備・運用されている